

第5章 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1節 循環型社会形成の推進

21世紀を迎えた現在、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄により石油などの天然資源の枯渇、廃棄物処分場の不足、不法投棄やダイオキシンなどの有害物質の発生など、深刻な社会経済問題が生じている。さらに、地球温暖化対策のための温室効果ガスの削減に取り組むことが求められており、また、最終処分場のひっ迫や天然資源の消費抑制のため、循環型社会の形成が急務とされている。

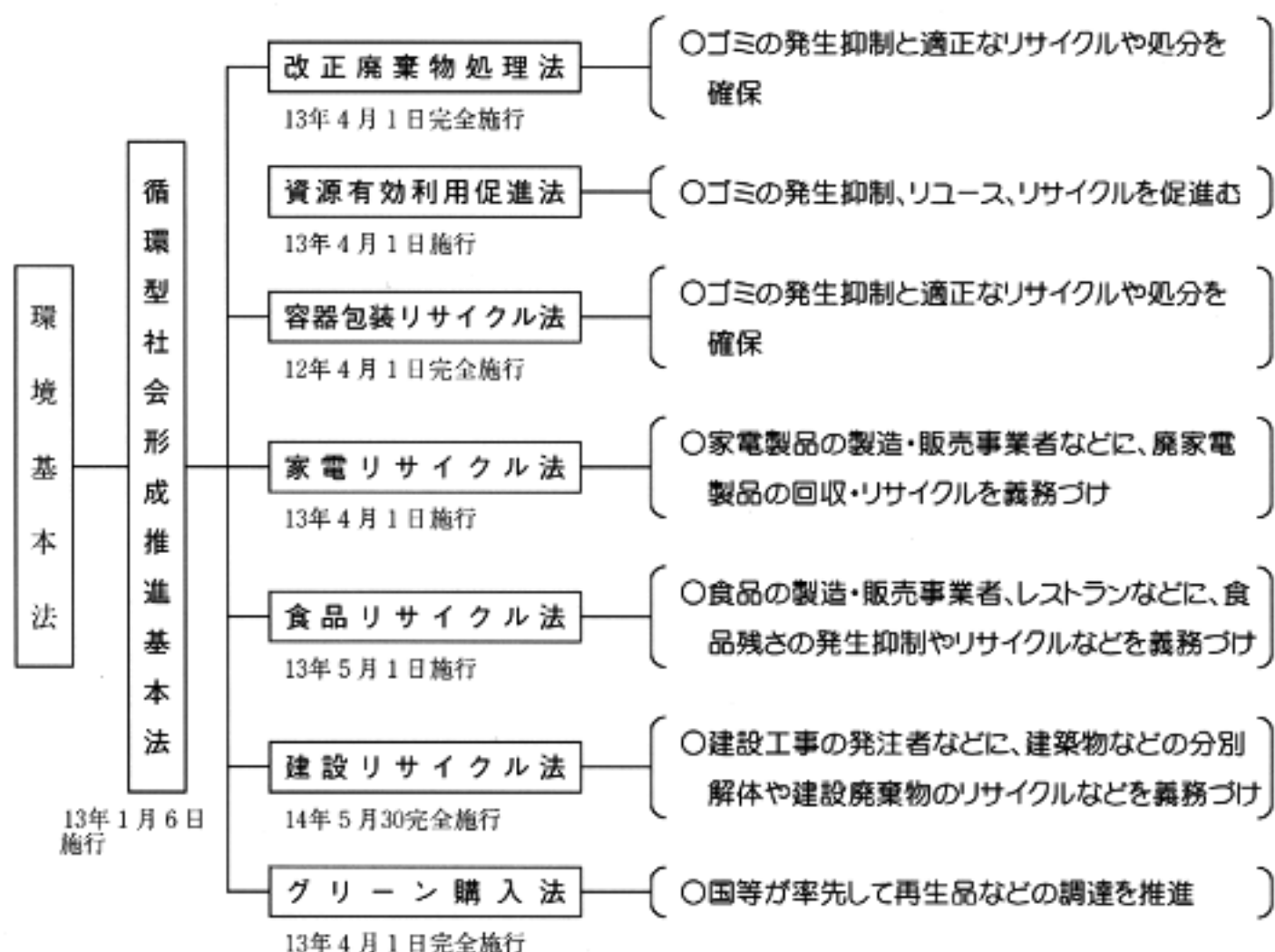
1 推進体制の整備

国では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のいわゆる3R対策を基本理念とする循環型社会の形成を、今後の廃棄物・リサイクル対策の基本的方向と位置付け、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」など、循環型関連法を整備した。（図2-5-1）

これを受け、県においても循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、各部局が一体となった栃木県循環型社会推進本部を12年度に設置した。

また、循環型社会の形成に向け広く県民の声を反映させるため、学識経験者・消費者・事業者等で構成する循環型社会推進懇談会を13年7月に設置した。

図2-5-1 循環型社会形成推進基本法の整備



2 循環型社会推進ビジョン基礎調査の実施

本県における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成の基本原則、役割分担、政策手法などを明示した「栃木県循環型社会推進ビジョン」策定のための基礎調査を13年度に実施した。

3 廃棄物処理計画の策定

本県における廃棄物の減量と適正処理のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、一般廃棄物と産業廃棄物をあわせた廃棄物全般についての処理計画を13年度に策定した。

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、平成13年度を初年度として平成22年度を目標年度とする10年計画とし、中間年度である平成17年度に、それまでの実績を踏まえて見直しを行うこととした。

なお、廃棄物処理施設の整備など中長期的な課題については、20年後も視野に入れた計画とした。

(2) 計画目標

本県の将来人口、経済成長率の見込みや近年の排出動向に基づき、将来の排出量を予測し、これに対して、現状の減量水準、県民、事業者の減量努力、各種リサイクル法、必要な処理施設の整備動向等を踏まえ、以下のとおり減量目標を設定した。

○排出量の見込み

- ・生活系廃棄物 (平11) 54万ト → (平22予測量) 55万ト(+2%)
- ・事業系廃棄物 (平11) 339万ト → (平22予測量) 421万ト(+24%)

○減量目標(目標年度 平22)

▷排出量を10%削減

- ・生活系廃棄物 (平22予測量) 55万ト → (目標量) 50万ト(△10%)
- ・事業系廃棄物 (平22予測量) 421万ト → (目標量) 379万ト(△10%)

▷最終(埋立)処分率を半減

- ・一般廃棄物 (平11) 12% → (平22) 6%
- ・産業廃棄物 (平11) 9% → (平22) 5%

(3) 推進方策

計画に掲げた目標の達成のためには、県民、事業者、行政が共通認識に立って、それぞれの責務と役割を自覚し、積極的に行動していくことが必要である。そのため、県では廃棄物処理の現状について積極的な情報の公開に努め、関係者の相互理解を深めていく。

特に産業系廃棄物の処理については、現下の困難な状況のもとで、処理責任を負う排出事業者、産業界の自主的な努力を促進するとともに、官民協働の取り組みを進めていく。

なお、計画の着実な推進のため、毎年度の実績を広く公表し、進捗管理していく。

4 リサイクル関連法への取組

(1) 容器包装リサイクル分別収集への取組

容器包装廃棄物の分別収集を計画的に推進するために、普及啓発等の事業を実施する市町村に対して補助を実施した。

○容器包装リサイクル促進事業

補助基準額 3,000千円

補助率 1/2

13年度は2市に対して補助を行った。

(2) 家電リサイクルへの取組

対象機器となる廃家電品の適切な排出を図るため、促進事業を実施する市町村に対して補助を実施した。

○家電リサイクル促進事業

補助基準額 3,000千円

補助率 1/2

13年度は1市に対して補助を行った。

(3) 食品リサイクルへの取組

食品リサイクル法の施行にともない、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、13年9月に循環型社会推進連絡会議に食品リサイクル部会を設置するとともに、実態調査を実施した。

ア 食品リサイクル部会

第1回 食品リサイクル法及び基本方針、廃棄物（一般廃棄物）の現状

第2回 県内における生ごみの減量化の現状と「栃木県廃棄物処理計画」

第3回 食品廃棄物等実態調査結果の概要等

イ 食品廃棄物等実態調査

食品循環資源の再利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量等の取組に資するため、県内食品関連事業者を対象とした実態調査を実施した。

① 調査期間 13年11月2日～14年2月28日

② 調査表送付数 530社、有効回答数 104社（有効回答率 19.6%）

③ 調査結果（業態別処理実績）

リサイクル実施事業所の割合		リサイクル取組状況	
食品製造・加工業（57）	94.8%	肥料化	47.5%
食品卸・小売業（22）	11.1%	飼料化	35.0%
結婚式場・旅館業（17）	11.1%	焼却	7.0%

（注）（ ）内は、業態別有効回答事業所数である。

(4) 建設リサイクルへの取組

建設リサイクル法の施行にともない、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、12年12月に循環型社会推進連絡会議に建設リサイクル部会を設置するとともに、建設リサイクル基本指針の検討を行った。

ア 建設リサイクル部会

第1回 建設リサイクル法及び基本指針の策定について

第2回 建設リサイクル基本指針（案）について

第3回 建設リサイクル基本指針（案）について

イ 解体業者の登録制度の開始

資質・技術力の確保や分別解体の適切な実施を図るとともに、不良業者の排除及び発注者の保護を図るため、13年度から解体業者の登録制度を新たに設けた。

平成13年度末における登録者数 24社

ウ 普及啓発事業の実施

建設リサイクルの実施に向けた啓発活動建設リサイクル法の一部施行にともない、13年度に建設リサイクル基本指針を策定するとともに、テレビ、ラジオ、県広報等により完全実施に向けた各種普及啓発事業を実施した。

第2節 廃棄物・リサイクルの状況

1 一般廃棄物

一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村の自治事務となっている。

一般廃棄物は、家庭から排出されたごみ及びし尿が主体であり、収集されたごみ及びし尿の大部分は、市町村又は一部事務組合（以下「市町村等」という。）の処理施設で衛生的に処理されている。

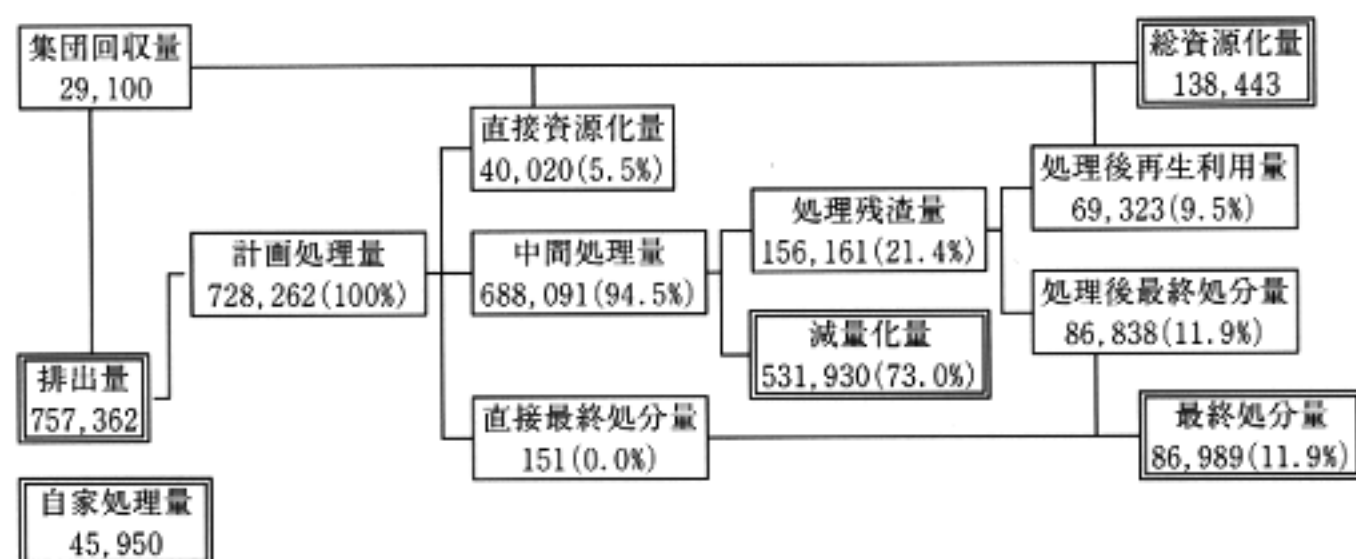
12年度末におけるこれらの処理能力は、ごみ処理施設にあっては2,898t/日であり、し尿処理施設にあっては2,182kl/日である。

(1) ごみ処理

ごみの総排出量（自家処理量を除く）は、年間約75万7千tにのぼり、集団回収された約2万9千tを除く約72万8千tが市町村等により処理されている。（図2-5-2）

図2-5-2 ごみ処理のフロー（12年度）

（単位：t）



市町村等がごみ処理に要した年間の経費は、総額約384億円、その内訳は、建設・改良費が約182億円（47.4%）であり、処理及び維持管理費は約194億円（50.5%）となっている。

(2) 資源化・最終処分の状況

ごみの排出量757,362tのうち資源化された量は、市民団体等による回収で市町村が関与している集団回収が29,100t、市町村等から再生業者等へ直接搬入された直接資源化が40,020t、市町村等の中間処理施設における資源化が69,323tの合計年間138,443tであった。資源化されたものの大半は紙類、金属類、ガラス類で、全体の約9割を占める。

なお、排出量に占める資源化量の割合（再生利用率）は18.3%で、ここ数年頭打ちの状況にある。

最終処分量は86,989tで、排出量に占める割合（最終処分量）は11.5%で、この割合は年々減少している。（表2-5-1）

「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集は、分別対象品目の差はあるものの県内全市町村で実施されており、40,482tが分別収集された。スチール製容器や無色ガラス製容器の減少に対し、ペットボトルの増加傾向が顕著である。（表2-5-2）

表2-5-1 資源化・最終処分の状況

(単位：t/年)

年 度	8	9	10	11	12
総排出量	690,574	710,231	725,987	731,053	757,362
直接資源化量	—	—	—	39,599	40,020
中間処理後再生利用量	75,798	99,039	103,318	63,935	69,323
集団回収量	36,176	33,573	30,576	27,885	29,100
総資源化量(率)	(16.2%)	(18.7%)	(18.4%)	(18.0%)	(18.3%)
	111,974	132,612	133,894	131,419	138,443
最終処分量(率)	(13.0%)	(12.4%)	(12.1%)	(11.7%)	(11.5%)
	89,957	88,085	87,808	85,490	86,989

(注) 平成10年度以前は、直接資源化量は中間処理後再生利用量に含まれる。

表2-5-2 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量

(単位：t/年)

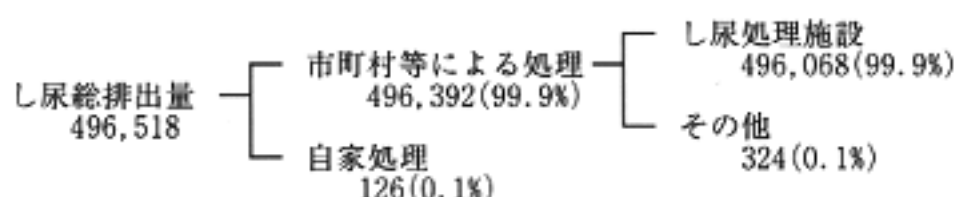
	スチール 製容器	アルミ製 容器	無色ガラ ス	茶色ガラ ス	その他ガ ラス	飲料用 紙製容 器	段ポー ル	その他 紙製容 器	ペットボ トル	白色 トレイ	合計
12年度	11,651	2,553	5,895	7,125	1,874	154	9,354	69	1,797	9	40,482
11年度	12,187	2,968	6,162	7,867	2,486	165			1,410		33,244
10年度	12,624	3,585	6,582	7,598	2,340	174			1,219		34,123
9年度	14,050	2,530	6,803	7,556	1,249	138			657		32,982

(3) し尿処理

12年度に収集されたし尿及び浄化槽汚泥の量は496,392kℓであり、このうち496,068kℓ(99.9%)が市町村の設置するし尿処理施設で処理されている。(図2-5-3)

図2-5-3 し尿処理の状況(12年度)

(単位：kℓ/年)



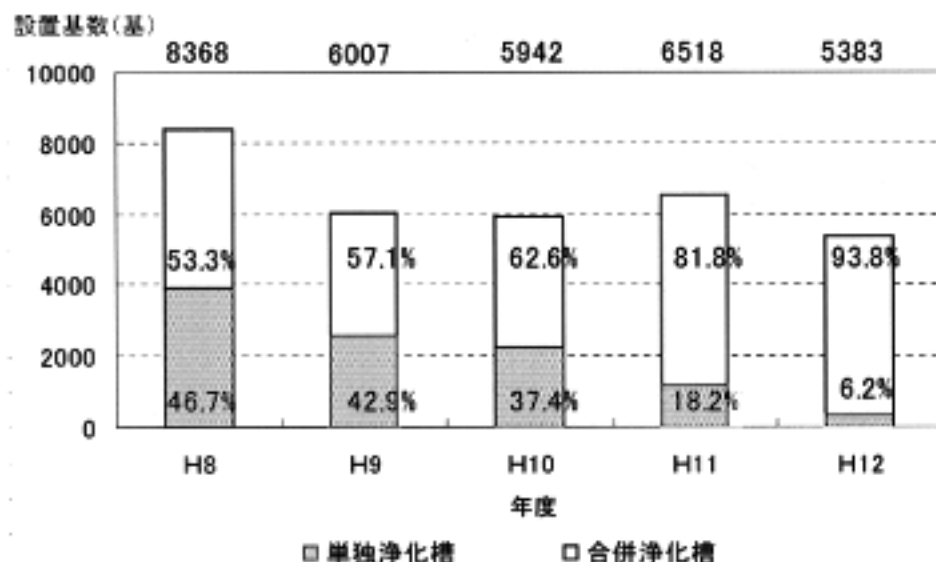
し尿処理に要した年間の経費は、総額約62億円で、その内、建設・改良費が約8億円(12.9%)であり、処理及び維持管理費は約48億円(77.4%)となっている。

(4) 浄化槽の設置状況

浄化槽による水洗化も進み、毎年5~6千基程度の浄化槽が設置されており、12年度末で17万7千基余に達している。浄化槽の利用人口は県総人口の38.1%にあたる76万8,610人である。

なお、13年4月からし尿と併せ生活雑排水の処理も可能な合併処理浄化槽の設置が原則として義務づけられることになった。(図2-5-4)

図 2-5-4 新設浄化槽設置状況



2 産業廃棄物

産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下法）」により、排出事業者自らの責任において適正に処理することとされている。

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、汚泥、廃プラスチック類等20種類である。これらの廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければならないが、無許可業者による不適正な処理の事例も見受けられるので、更に適正処理の推進について指導・監視の強化を図る必要がある。

(1) 排出量と処理の状況

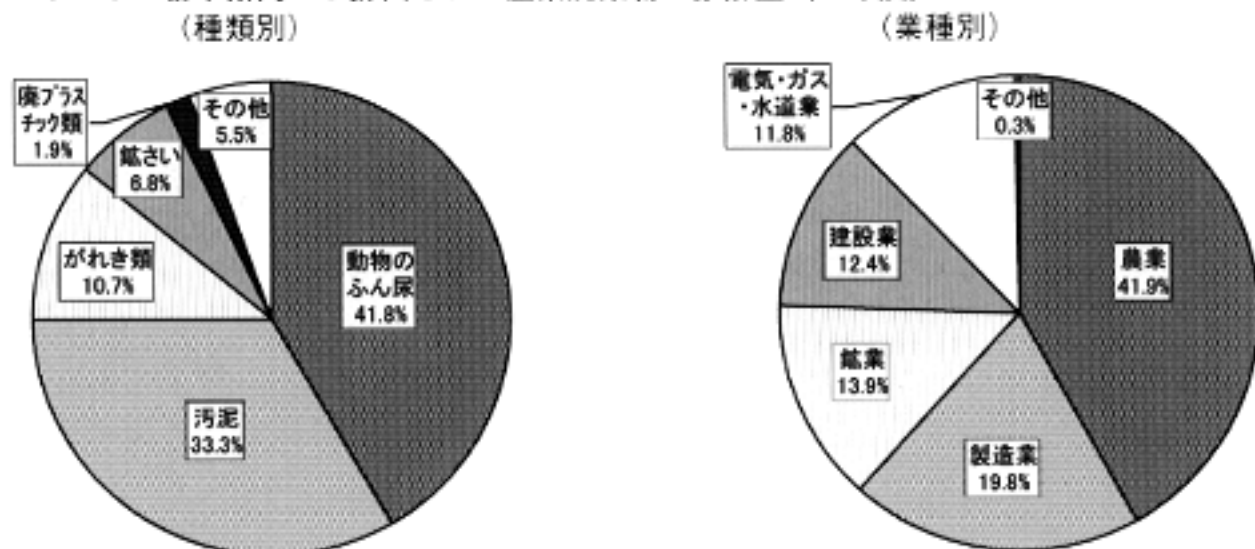
ア 排出量

1年間に産業廃棄物を1000t以上、特別管理産業廃棄物を50t以上排出する多量排出業者から徴収した実績報告等を基に推計した県内における12年度の総排出量は、約733万tである。

種類別では、動物のふん尿が約306万t(41.8%)で最も多く、次いで汚泥約244万t(33.3%)、がれき類約79万t(10.7%)、鉱さい約50万t(6.8%)、廃プラスチック類約14万t(1.9%)の順になっている。

業種別では、農業が約307万t(41.9%)で最も多く、次いで製造業約145万t(19.8%)、鉱業約102万t(13.9%)となっている。(図2-5-5)

図 2-5-5 栃木県内から排出された産業廃棄物の推計量（12年度）



イ 再生利用率

品目毎の再生利用状況は、金属くず約93%、がれき類約90%が高い数値を示す反面、廃プラスチック類40%、木くず36%の再生利用率が低い。(表2-5-3)

農業・鉱業に係るものを除いた全体の数値は10年度以降はほぼ同じ推移を示している。(表2-5-4)

なお、特に排出量の多い動物のふん尿については、従来から肥料(堆肥等)としての再生利用が行われてきたところであるが、一部で不適正な保管、処理が行われている。11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されたことにより、今後、堆肥としての利用と適正処理が一層促進されるものと期待される。

ウ 最終処分率

種類別では、ほとんどが10%未満だが、廃プラスチック類28.2%、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず18.0%については高い率となっている。(表2-5-3)

全体的には平成10年度以降同じ率で推移している。(表2-5-4)

表2-5-3 産業廃棄物の種類別処理状況(農業・鉱業に係るものを除く) (単位:千トン・%)

種 類	再生利用量		減量化量		最終処分量		合 計 (排出推計量)
		割合		割合		割合	
汚泥	92	5.4	1,477	87.1	126	7.4	1,695
がれき類	711	90.3	16	2.0	60	7.6	787
鉱さい	200	86.2	15	6.5	17	7.3	232
廃プラ類	52	39.7	42	32.1	37	28.2	131
ガラス陶磁器くず	68	76.4	5	5.6	16	18.0	89
金属くず	75	92.6	0	0.0	6	7.4	81
木くず	14	35.9	22	56.4	3	7.7	39
その他	85	44.7	85	44.7	20	10.5	190
合 計	1,297	40.0	1,662	51.2	285	8.8	3,244

(注) この表は、平成11年度の実態調査及び多量排出事業者の平成12年度の実績値に基づく集計である。

表2-5-4 産業廃棄物の年度別処理状況(農業・鉱業に係るものを除く) (単位:千トン・%)

	再生利用量		減量化量		最終処分量		合 計
		割合		割合		割合	
平成 8 年	955	35	1,272	47	510	19	2,737
9 年	965	35	1,334	49	453	16	2,752
10 年	1,330	41	1,583	50	289	9	3,202
11 年	1,314	41	1,593	50	282	9	3,189
12 年	1,297	40	1,662	51	285	9	3,244

(注) この表は、実態調査及び多量排出事業者の実績値に基づく集計である。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

設置数は中間処理456施設、最終処分35施設である。内訳は処理業者による施設が中間処理282施設、最終処分34施設であり、それ以外の事業者による設置数は、中間処理174施設、最終処分1施設である。

中間処理施設は、処理業者では破砕(172施設)と焼却(32施設)で全体の7割以上を占めている。事業者では脱水(103施設)と焼却(54施設)とで全体の9割を占めている。(表2-5-5)

最終処分場35施設の12年度末における残余容量がある施設は24施設であり、残余容量の合計は、処理業者等の報告によれば約174万㎡であり、11年度末の約191万㎡より減少した。(表2-5-6)

産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理施設等の設置にあたっては、「栃木県廃棄物処理に関す

る指導要綱」に基づく事前協議及び廃棄物処理施設等協議会において、技術的な審査及び関係法令の調整を行っている。

表 2-5-5 中間処理施設の設置状況

(単位:トン/日)

	事業者		処理業者		合計	
	設置数	処理能力	設置数	処理能力	設置数	処理能力
焼却	54	408	32	623	86	1,031
脱水	103	7,208	2	64	105	7,272
破碎・切断	9	2,105	172	45,996	181	48,101
その他	8	696	76	6,690	84	7,386
溶融・焼成	-	-	13	2,607	13	2,607
堆肥化	-	-	13	805	13	805
中和・圧縮等	8	696	50	3,278	58	3,974
合 計	174	10,417	282	53,373	456	63,790

(注) 事業者の設置数は廃棄物処理法の許可対象施設のみの数、処理業者の設置数は許可対象外の施設数を含む。

表 2-5-6 安定型最終処分場の設置状況 (単位:千 m^3)

	設置数	残余容量
平成 8 年	46	2,217
9 年	49	1,416
10 年	49	1,965
11 年	42(24)	1,908
12 年	35(24)	1,743

(注) 平成11、12年の設置数の()書きは、残余容量のある処分場の数(内数)である。

(3) 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物の収集・運搬、中間処理(焼却、破碎等)及び最終処分(埋立)の業を行おうとする者は、知事(宇都宮市長)の許可を受けなければならないこととされている。

13年3月末現在の産業廃棄物収集運搬業の許可を有するものは2,447業者で、そのうち940業者(38%)は、県内に主たる事務所を有する業者である。(表2-5-7)

産業廃棄物処分業の許可を有するものは183業者で、そのうち32業者が最終処分を事業の範囲として許可を受けている。

(4) 産業廃棄物処理業者の処理実績

産業廃棄物処理業者の平成12年度の処理実績は次のとおりである。

① 産業廃棄物処分業者実績

県内の中間処理業者が処理した産業廃棄物は約344万トンである。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約229万トン(67%)、県外の事業者からの受託量が約115万トン(33%)となっている。

県内の最終処分業者が処理した産業廃棄物は約29万トン。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約12万トン(40%)、県外の事業者からの受託量が17万トン(60%)となっている。(表2-5-8)

② 産業廃棄物収集運搬業者実績

産業廃棄物収集運搬業者によって県外から搬入された産業廃棄物は約126万トン(中間処理目的約110万トン、最終処分目的約16万トン)、一方、県内から県外に搬出された産業廃棄物は約50万トン(中間処理目的45万トン、最終処分目的5万トン)である。(表2-5-9)

表2-5-7 産業廃棄物処理業者の許可状況 (平成13年3月31日現在)

			9年度	10年度	11年度	12年度
産業廃棄物 収集運搬業			1,470	1,720	2,041	2,169
	県内		486	555	633	878
	県外		984	1,165	1,408	1,291
産業廃棄物 処 分 業		県	142	151	150	159
		宇都宮市	19	20	20	18
	中間処理	県	102	106	114	128
		宇都宮市	17	18	18	17
	最終処分	県	40	45	36	31
		宇都宮市	2	2	2	1
	特 別 管 理			268	295	287
産業廃棄物 収集運搬業	県内		49	53	60	62
	県外		219	242	227	216
特 別 管 理 産業廃棄物 処 分 業		県	9	9	8	6
		宇都宮市	1	—	—	—
	中間処理	県	9	9	8	6
		宇都宮市	1	—	—	—
	最終処分	県	—	—	—	—
		宇都宮市	—	—	—	—

1. 収集運搬業については、県許可業者と宇都宮市許可業者のほとんどが重複していることから、県許可業者数のみを計上した。
2. 処分業については、県許可業者と宇都宮市許可業者数を計上した。
3. 「県内」とは、主たる事務所が県内にある処理業者をいい、それ以外を「県外」という。ただし、平成9～11年度については統計処理の都合上、宇都宮市内の業者は県外に計上されている。
4. 産業廃棄物中間処理と産業廃棄物最終処分の両方の許可を有する業者が3業者、産業廃棄物中間処理と特別管理産業廃棄物中間処理の両方の許可を有する業者が5業者、産業廃棄物最終処分と特別管理産業廃棄物中間処理の両方の許可を有する業者が1業者あることから、処分業者の実数は174業者である。
5. 産業廃棄物最終処分業者のうち、2カ所の処分場を有する業者が2業者ある。

表2-5-8 処分業者の排出地域別処理実績 (単位:千トン・%)

	県内排出		県外排出		合 計
		割合		割合	
中間処理業者	2,290	66.5	1,153	33.5	3,443
最終処分業者	117	40.3	173	59.7	290

本表数値は産業廃棄物処理業者の実績報告に基づく。

表2-5-9 収集運搬業者の運搬地域別処理実績 (単位:千トン・%)

	県内→県内		県内→県外		県外→県内		合 計
		割合		割合		割合	
中間処理目的	1,184	43.3	454	16.6	1,097	40.1	2,735
最終処分目的	52	19.4	53	19.8	163	60.7	268

本表数値は産業廃棄物処理業者の実績報告に基づく。

第3節 廃棄物・リサイクル対策

1 一般廃棄物

一般廃棄物の質の多様化と量の増大に対応するためには、ごみの減量化・再生利用を促進するとともに施設の整備促進及び維持管理面の指導を強化する必要があることから、次のことを重点的に指導した。

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

ア ごみ減量化・再生利用推進施策の推進

「栃木県廃棄物処理計画」に基づいて、ごみの減量化・リサイクルについての意識の高揚や直接的な行動、さらには環境づくりを総合的かつ効率的に推進していくため、13年度は、リサイクル月間（10月）にマイ・バッグ・キャンペーンを展開したほか、次の事業を実施した。

○ クリーンアップフェアの開催

県民一人ひとりが地球環境問題への認識を深め、廃棄物問題をはじめ、環境の保全への幅広い理解と協力を得ることを目的として、クリーンアップフェアを開催した。

期 間：13年10月27日（土）～10月28日（日）の2日間

会 場：栃木県子ども総合科学館

主 催：栃木県・栃木県クリーンアップフェア実行委員会

来場者：8,500人

14年度も10月に、同会場において、クリーンアップフェアを開催する。

○ ごみ減量化・リサイクル演劇開催事業

次世代を担う子供たち及び一般県民のごみ問題に対する意識の高揚を図るため、ごみ減量化やリサイクルをテーマにした演劇を県内で上演した。

演 劇 名：「いたずらギツネとこまったおじさん」

巡回公演（小中学生対象）：119回 33,441人

一般公演（一般県民対象）：21回 15,325人

14年度も巡回公演100回、一般公演10回のリサイクル演劇の開催を予定している。

○ ごみ減量化、リサイクル広報活動事業

テレビ・ラジオスポットCM等で県民にごみの減量化、リサイクルの推進について呼びかけた。

(2) ごみ処理の適正化の推進

ア ごみの適正処理の指導

ごみ処理施設及び最終処分場の整備について指導するとともに、適正な維持管理の推進を図った。

イ ごみ処理の広域化の推進

○ 広域化の計画の概要（栃木県廃棄物処理計画）

- ・ 広域行政圏を基礎とした10の地域ブロックに設定
- ・ 施設の稼働状況や更新時期等を踏まえた整備時期の3グループ化

○ 市町村等の廃棄物処理施設の広域化の推進

- ・ 地域ブロック広域化基本計画の作成

広域化の着実な推進を図るため、ごみ処理施設及び最終処分場の適正な施設整備と維持管理を指導するとともに、各地域ブロック毎の広域化基本計画作成に対し支援を行うため「地域ブロック広域化基本計画作成費補助事業」を11年度に創設した。

13年度 地域ブロック広域化基本計画作成事業実施団体

芳賀地区ごみ処理広域化推進協議会、小山地区ごみ処理広域化推進協議会

- ・ 市町村振興資金貸付金

市町村が実施するダイオキシン削減のための施設の改造に要する経費について市町村振興資金の中にダイオキシン対策特別枠を設けて市町村を支援する。

(3) 散乱ごみ対策

道路や観光地におけるごみ等の散乱は、地域の環境を損なうばかりでなく、収集・運搬の面でも廃棄物行政の大きな課題となっている。このため、関東地方知事会を構成する11都県では昭和57年から毎年5月30日（ごみゼロの日）を中心に統一した環境美化キャンペーンを展開してきている。

13年度も全市町村及び関係諸団体の協力を得て、県内全域での散乱ごみの一斉収集・啓発活動及び小・中・高校生を対象としたポスター・標語の募集を実施した。

（表2-5-10、表2-5-11）

- 13年度空き缶等の散乱防止と再資源化を進めるための標語コンテスト
最優秀作品

（小学校低学年）分別は 大事な資源の 誕生日

（小学校高学年）捨てないで 私が分けるよ カンとビン

（中学校）捨てずにいかそう この空き缶 生まれ変わって 僕の手に

14年度も、同様の環境美化キャンペーンを展開し、普及啓発に努める。

表2-5-10 5月30日（ごみゼロの日）を中心とした一斉収集・啓発の結果（13年度）

一 斉 収 集	参加者：164,478人
	回収量：167.01t 空き缶39.08t(977,121本) その他127.93t
啓 発 資 材	ポ ス タ ー： 4,403枚
	リ ー フ レ ッ ト： 61,750枚
	持 ち 帰 り 用 袋： 289,830枚

表2-5-11 ポスター・標語の応募状況（13年度）

区 分	ポ ス タ ー		標 語	
	応募学校数	応募者数	応募学校数	応募者数
小 学 校	125	1,204	125	787
中 学 校	32	702	10	1,262
高 等 学 校	4	72	0	0
合 計	161	1,978	135	2,049

(4) し尿処理施設

し尿処理施設の整備及び高度処理への改善について指導するとともに、適正な維持管理の推進を図った。

浄化槽に関しては、「浄化槽法」及び「栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき保守点検業者の立入検査及び浄化槽管理者に対する講習会等を実施し、浄化槽の適正な維持管理の推進を図った。

2 産業廃棄物（宇都宮市分を除く）

本県では、環境の保全を図り、循環型社会の形成を推進するため、産業廃棄物の適正処理対策として、排出事業者・処理業者への立入検査、不法投棄の監視等を実施するとともに下水汚泥の資源化、木材の残廃材や建設副産物の再利用など各種の施策を行っている。

(1) 産業廃棄物適正処理対策

ア 県内に立地している事業所の立入検査

産業廃棄物処理施設を設置している排出事業者など県内に立地している事業所（自社処分場を含む。）を対象に824件の立入検査をし、産業廃棄物の発生状況、保管状況、処理処分及び委託の方法等について監視指導を行った。

イ 中間処理・最終処分業者の立入検査

処理業者の設置している焼却施設等の中間処理施設及び最終処分場を対象に、延べ674件の立入検査を実施し、適正な維持管理の確保について監視指導を行った。

ウ 指導状況等

事業所及び産業廃棄物処理業者に対し1,498件を立入検査し指導した結果、そのうち82件の文書指導（勧告）をした他、10件の改善命令、25件の報告の徴収を求めた。また、6件の産業廃棄物処理業許可の取消し、及び14件の産業廃棄物処理業停止を命じた。

今後も、排出事業者、処理業者双方に産業廃棄物の適正な処理、処分について指導していく。（表2-5-12、表2-5-13）

表2-5-12 産業廃棄物関係立入検査結果（12年度）

報告徴収の相手方	立入検査の件数	口頭指導件数	文書指導件数
排出事業者	824	170	38
処理業者	674	192	44
計	1,498	362	82

表2-5-13 行政処分の状況（12年度）

処 分 内 容	件 数	根 拠
1 産業廃棄物管理票の使用等に関する勧告	—	法第12条の6
2 産業廃棄物収集運搬業許可取消し	4	法第14条の3
3 産業廃棄物収集運搬業停止命令	7	
4 産業廃棄物処分業許可取消し	1	
5 産業廃棄物処分業停止命令	3	
6 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取消し	—	法第14条の6
7 特別管理産業廃棄物収集運搬業停止命令	3	
8 特別管理産業廃棄物処分業許可取消し	1	
9 特別管理産業廃棄物処分業停止命令	1	
10 産業廃棄物処理施設に係る改善命令	3	法第15条の3第1項
11 事業者からの報告徴収	13	法第18条
12 処理業者からの報告徴収	12	
13 改善命令	10	法第19条の3
14 措置命令	—	法第19条の4第1項
15 告発	—	

同一の業者が複数の許可を有していることがあるので、業許可の取消処分の対象となった業者は4、停止処分の対象となった業者は8である。

エ 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」による規制・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図るため、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」により、産業廃棄物処理施設を設置する際の事前手続等について指導を行っている。

(2) 不法投棄等、不適正処理対策

ア 廃棄物監視員市町村交付金

不法投棄、不適正処理の防止及び最終処分場の適正な維持管理を確保するため、廃棄物監視員を設置する市町村に対し、その経費の一部を補助する廃棄物監視員市町村交付金により不適正処理・処分の防止対策を講じている。13年度は、計27市町に交付した。

イ 不法投棄の監視委託等

不法投棄が多発する夜間、休日の監視パトロール、ヘリコプターを利用したスカイパトロールを実施することにより、不法投棄の未然防止及び原因者の特定の見通しを図っている。

また、13年度には、監視カメラの設置、携帯情報端末を利用した監視連携システムを導入した。

ウ 栃木県環境保全対策基金の造成

産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対し補償を行うため、(社)栃木県産業廃棄物協会に設置された栃木県環境保全対策基金の造成状況は次のとおりである。

基金造成額(14年3月現在)約3.9億円

エ 産業廃棄物不法投棄緊急対策事業

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の未然防止のために、平成12年度応急的緊急的措置を実施するための基金を(社)栃木県産業廃棄物協会に造成した。

造成額 1億円(県5千万円、協会5千万円)

(3) 資源化・再利用対策

ア 下水汚泥の資源化

下水汚泥の有効利用を促進するため、下水道資源化工場を整備する。

下水道資源化工場は、国土交通省より「流域下水汚泥処理事業」の認可を受け、県内の流域下水道及び単独公共下水道の終末処理場から発生する下水汚泥を集約、焼却により減量化し、さらには熔融により建設資材等に転換して、有効利用を図ることを目的に宇都宮市茂原地区に計画し、14年度の供用開始を目標に11年度から工事を実施している。

イ 木材の残廃材の再利用

県内の林業・木材産業が生産活動の中で発生する残廃材の再利用を促進する。

残廃材は、森林内で生産した素材(丸太)を製材品(柱、板類等)や木材チップに加工する過程で発生する鋸屑、端材等の木質系残廃材が主である。

これらの木質系残廃材については、各事業体毎に自社及び委託により処理されており、原木市場・製材工場における主な処理・利用状況は、表2-5-14のとおりである。

表 2-5-14 原木市場・製材工場等における処理・利用状況

単位:千m³/年

種 類	排出量	処理・利用方法						
		チップ原料	成形燃料	燃料	家畜敷料	生育基材	焼却	不明
鋸屑	24	0	1	0	19	0	1	3
樹皮	56	0	0	0	16	15	2	23
上記以外	11	6	0	0	0	0	3	2
計	91	6	1	0	35	15	6	28

(注1)処理・利用量が少量の場合も“0”に含まれる。

(注2)アンケート調査による推定値である。

ウ 建設副産物の再資源化

建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊等の建設副産物の再資源化・再利用を促進する。平成12年における栃木県内の建設副産物の排出量及びリサイクル率は表2-5-15のとおりである。

表 2-5-15 建設副産物の排出量・リサイクル率(12年度)

建設副産物排出量

	建設発生土 (万m ³)	コンクリート塊 (万t)	アスコンクリート塊 (万t)	汚泥 (万t)	木材 (万t)	混合廃棄物 (万t)	その他 (万t)	計 (万t)
公共工事	県事業	423	21.9	23.4	2.6	0.9	0.1	48.9
	市町村事業	151	5.6	19.6	3.3	0.1	0.0	28.6
	小計	574	27.5	43.0	5.9	1.0	0.1	77.5
	国事業	18	3.5	9.9	0.0	0.0	0.0	13.4
	公団・事業団事業	10	0.9	3.4	0.9	0.1	0.0	5.4
	小計	28	4.4	13.3	0.9	0.1	0.0	18.8
計	602	31.9	56.3	6.8	1.1	0.2	0.0	96.3
民間土木工事	10	1.1	1.1	0.2	0.0	0.2	0.0	2.6
建築	新築	42	4.2	1.8	0.1	2.7	4.0	14.7
	解体	0	17.5	0.4	0.0	5.2	2.3	26.4
	計	42	21.7	2.2	0.1	7.9	6.3	41.1
全 体	654	54.7	59.6	7.1	9.0	6.7	2.9	140.0

建設副産物リサイクル率(%)

	建設発生土	コンクリート塊	アスコンクリート塊	汚泥	木材	混合廃棄物	その他	計
公共工事	県事業	17.5	100.0	100.0	30.8	33.3	0.0	94.9
	市町村事業	14.9	100.0	100.0	3.0	0.0	0.0	88.5
	小計	16.8	100.0	100.0	15.3	30.0	0.0	92.5
	国事業	21.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	公団・事業団事業	23.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	79.6
	計	17.0	100.0	100.0	13.2	27.2	0.0	92.8
民間土木工事	22.2	81.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	80.8
建築工事	19.7	100.0	100.0	0.0	34.2	1.8	34.5	67.4
全 体	17.3	99.6	100.0	14.1	33.3(87.8)	1.5	34.5	85.1(88.6)

注)表中の()書きについては、焼却を含めた数値である。

(4) ダイオキシン類削減対策

栃木県環境保全資金の融資対象に産業廃棄物処理施設を追加して、処理業者が設置する焼却施設の改造等を支援している。

(5) ポリ塩化ビフェニル(PCB)対策

13年7月にポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法が施行され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届け出るとともに、15年以内にこれを適正に処分しなければならないこととなった。

(6) 土砂等適正処理対策

建設残土等の処理に伴う有害物質の混入や無秩序な埋立て等に対する不安等から、建設残土等の土砂による埋立てについて周辺住民とのトラブルが発生していた。

このような状況を踏まえ、県民の生活の安全の確保と生活環境の保全のため、11年4月に「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、県内における土砂等の埋め立ての適正処理を推進している。

なお、県条例の規制対象面積未満（3,000m²未満）の埋立てについては47市町村が条例を制定している。

(7) 産業廃棄物関係諸団体

産業廃棄物を適正に処理するために、産業廃棄物処理業者の資質の向上、産業廃棄物に関する知識の普及・啓発並びに産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する調査研究、研修、情報の収集等を推進する。

これらの諸活動を主目的として、(財)栃木県環境保全公社及び(社)栃木県産業廃棄物協会が組織されており、それぞれ調査研究活動や研修会等により、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に向けて活動を展開している。県は両団体の運営管理について適正な指導監督を行うとともに諸事業について必要な援助を行っている。